



平成26年2月12日

各位

会社名 株式会社ベルパーク  
代表者名 代表取締役社長 西川 猛  
(JASDAQ・コード9441)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役管理本部長 石川 洋  
電話 03-3288-5211

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会において、平成26年3月26日開催予定の第21回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業内容の拡大と多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に一部追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が業務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役及び監査役の責任を法令の限度において一部免除できる制度を導入するとともに、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、定款に第28条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)の規定を新設するとともに、条数の整備を行うものであります。

なお、第28条(取締役の責任免除)の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款                            | 変更案   |
|---------------------------------|---|
| (商号)<br>第1条 (条文省略)              | (商号)<br>第1条 (現行どおり)                                   |
| (目的)<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 | (目的)<br>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。                       |
| 1. (条文省略)                       | 1. (現行どおり)  |
| 2. (条文省略)                       | 2. (現行どおり)  |
| 3. (新設)                         | 3. (現行どおり)  |
|                                 | 4. <u>医療、教育、文化、スポーツ、旅行、娯楽等に関連するソフトウェア及び商品の販売及び輸出入</u> |

| 現行定款                              | 変更案  |
|-----------------------------------|--|
| 4.～<br>(条文省略)                     | 5.～<br>(現行どおり)   |
| 21.～<br>22. 発電機器の販売及び取次ぎ<br>(新 設) | 22.～<br>23. 自然エネルギー等の販売並びに発電機器の販売及び取次ぎ   |
| (新 設)                             | 24. コンピューターデータセンターの運営、管理、サービス提供  |
| (新 設)                             | 25. マルチメディア放送事業  |
| (新 設)                             | 26. 食品、清涼飲料水等の販売及び輸出入  |
| (条文省略)                            | 27. 飲食業  |
| 23.<br>(本店の所在地)                   | 28. (現行どおり)  |
| 第3条                               | (本店の所在地)   |
| ～                                 | 第3条  |
| (報酬等)                             | ～  |
| 第27条                              | (現行どおり)  |
| (新 設)                             | (報酬等)  |
| (条文省略)                            | 第27条   |
| (新 設)                             | (取締役の責任免除)   |
| (新 設)                             | 第28条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 |
| (新 設)                             | 2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。       |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |
| (新 設)                             | (新 設)  |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年 3月26日

定款変更の効力発生日 平成26年 3月26日

以上